平成２６年（フ）第１５６４号
東京都練馬区田柄５丁目３―15　レオパレスビレッジ光が丘壱番館206
破産者　小西　雪代
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６１８号
東京都杉並区上井草１丁目20―２―101
破産者　星　　純一
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７３２号
福島県郡山市南１―94　応急仮設住宅　Ａ１―１、住民票上の住所東京都江戸川区小松川３丁目13―１―707
破産者　安類　直紀
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８６９号
東京都新宿区左門町６番５Ｆ
破産者　株式会社クリスタルドナ
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９１０号
東京都足立区梅田６丁目20―３
破産者　吉村　尚人
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１１３号
埼玉県さいたま市桜区大字下大久保1034―15
破産者　城　由美子
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８６０号
東京都世田谷区等々力２丁目23番16号　等々力シティハウス101
破産者　有限会社村沢設備工業
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８６１号
東京都練馬区高松１丁目５―４―105
破産者　村澤亥三郎
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８６３号
千葉県松戸市常盤平４丁目12番地の１
破産者　株式会社リアライズ
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８６４号
千葉県松戸市常盤平４丁目４―23―401
破産者　小畑　　博
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８６５号
千葉県松戸市常盤平４丁目４―23―401
破産者　小畑美佐子
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９１３号
東京都港区白金台５―９―５　Ｂａｒｒｅｓ203、商業登記簿上の本店所在地東京都港区白金台５丁目９番５号
破産者　有限会社シーエスディー
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９１４号
東京都港区南麻布１丁目７―24―304
破産者　酒匂　康裕
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９４４号
埼玉県春日部市大沼１丁目７番地２
破産者　株式会社むさしのアート
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９５２号
東京都港区芝２丁目３番21号
破産者　有限会社ケーアールエー
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９５３号
東京都港区三田５丁目12―７―701
破産者　小島　礼子（旧姓豊田・岩田）
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９７０号
東京都板橋区中台１丁目32番２号
破産者　株式会社ミトダ
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９７１号
埼玉県戸田市笹目南町４―13　２階長井商事内、開始決定時の住所東京都板橋区若木２丁目２―６―403
破産者　水戸　達也
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９８０号
東京都東村山市青葉町２丁目35番地
破産者　株式会社あおきのもり
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９８１号
東京都東村山市青葉町２丁目35　青葉町住宅５―306
破産者　長坂　　糧
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９８５号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目39番７号
破産者　株式会社ＩＮＳＰＥＣ
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９８６号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目39―７―505
破産者　増田　圭朗
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部